

「山形県眺海の森」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県眺海の森」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 **施設名** 山形県眺海の森
- 2 **募集期間** 令和2年6月 19 日から令和2年7月 17 日まで
- 3 **申請団体数** 1団体
- 4 **指定管理者として指定した団体**
団体名：一般社団法人庄内森林保全協会
住 所：酒田市土淵字甚次郎向 20 番地1

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県農林水産部指定管理者審査委員会(弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成)において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局から申請概要の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、利用者サービスの向上、安全管理、地域活性化や雇用の確保等を中心に、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等	
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。 	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」	
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】		
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	事業計画書		
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等		
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りがいないか。 	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5	5
III 事業計画の画数が目的の効つるべき内容の達成を促すこと	管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	10	59
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	30	
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。 	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	7	
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 	事業計画書	6	
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	事業計画書	6	
IV 事業計画に沿って施設を適切に管理する能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書 共同体協定書	9	18
	財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	9	
V その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	事業計画書 (相談体制)	5	18
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策及び緊急時の対策は妥当か。 	事業計画書 (リスク管理) (緊急時体制)	5	
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。 	事業計画書	5	
	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	事業計画書	3	
計				100	

7 選定理由

山形県農林水産部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「一般社団法人庄内森林保全協会」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて、県が示す施設管理運営の基本方針に合致し、当該施設の設置目的を踏まえた運営方針が提案されていた。
 - 選定基準Ⅱについて、施設の平等利用に配慮した取組みが図られていると評価された。
 - 選定基準Ⅲについて、募集要項で示した内容に対して適切で、施設の維持管理が具体的に計画された提案内容となっているとして高い評価を得た。また、新型コロナウイルスへの対応を含めて利用者の安全確保を考慮した提案内容となっていると評価された。
 - 選定基準Ⅳについて、人材の配置・組織体制も適正であり、資金計画が適切であると評価された。
 - 選定基準Ⅴについて、利用者の要望を把握する手段が適切であると評価された。
- 以上、総合的に審査及び評価した結果、一般社団法人庄内森林保全協会を指定管理者の候補者としてすることが適当であると認められた。

区分	一般社団法人庄内森林保全協会	備考
選定基準Ⅰ	○	全審査員、全項目で問題なし
選定基準Ⅱ	3.3	
選定基準Ⅲ	40.8	
選定基準Ⅳ	12.2	
選定基準Ⅴ	11.0	
合計	67.3	点数は各審査委員の平均値

8 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

9 指定

令和2年9月県議会の議決を経て、令和2年10月30日に指定管理者として指定した。